

令和7年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者候補者選定」に係る審査）

1 開催日時 令和7年10月28日（火） 10:50～11:05

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 浪岡茶屋町会館

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 沢木正明（企画部次長）  
副委員長 越後谷和人（総務部次長）  
委員 小松原 聡（青森中央学院大学教授）  
委員 西村晴夫（東北税理士会青森支部税理士）  
委員 木村久美子（市民部次長兼行政情報センター所長）  
委員 齊藤寿一（環境部次長）  
委員 横山明典（経済部次長）

(2) 施設所管課（浪岡振興部健康福祉課）

課長 渡邊俊和  
主幹 宮川博之

(3) 制度所管課（企画部行政資産経営課）

課長 岩渕寿哉  
主幹 長内寛幸  
主査 澤田朋紀  
主査 櫻田博光

5 審査結果

(1) 指定管理者候補者

- ・名称 茶屋町町内会
- ・住所 青森市浪岡字林本79番地2
- ・代表者 会長 永井 三雄

(2) 指定期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで（5年間）

(3) 選定理由

- ・応募基準を満たしていること。
- ・「効率性について」を除いた得点（70.13点）が最低基準点（63点）以上を獲得していること。

## 6 主な質疑内容

委員：自主事業を提案しているが、どのようなことをやる予定なのか。

応募団体：4月の花見、8月の納涼祭、12月の餅つき大会、毎週木曜日の老人クラブの集い、高齢者を対象とした脳いきいき教室の実施を計画している。

委員：住宅地の開発が行われて建築される家も増えてきているとの説明だったが、それに比例して町内会に加入する人も年々増えているのか。

応募団体：現在、約700世帯が加入しており年々増えてはいるものの、一方で、町内会費を支払わない方も一定数いるという問題も抱えている。

## 青森市指定管理者選定評価委員会審査結果

### 1 対象施設

- (1) 施設名 浪岡茶屋町会館  
 (2) 所在地 青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2

### 2 選定方法

#### (1) 選定基準及び配点

項目	選定基準	配点
1 管理運営全般について (25 点)		
a. 管理運営方針	・管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか	10 点
	・市の求めに柔軟に対応できるか	5 点
b. 地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか	10 点
2 管理について (50 点)		
a. 地元雇用への配慮	・市内在住者の雇用について配慮があるか	5 点
b. 業務員等の配置計画	・業務員の適正配置がなされているか ・施設管理の経験者はいるか	5 点
c. 業務員の雇用・労働条件について	・業務員の雇用・労働条件の向上に努めているか	5 点
d. 業務員等の研修計画	・業務員の育成に方向性があるか ・業務員研修の内容及び回数は適切か	5 点
e. 施設管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われているか	10 点
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	5 点
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	・業務員への個人情報保護の周知方法が適切か ・具体的な保護策を講じ、内容が適切か	5 点
h. 環境保全、負荷低減への取組	・業務員への環境保全の周知方法が適切か ・具体的な取組案があり、内容が適切か	5 点
i. 福祉に関する取組	・障がい者等への対応は適切か ・障がい者の雇用に取り組んでいるか	5 点
3 運営について (30 点)		
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か	5 点
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・現実的な手法であるか	5 点
c. サービス向上の対策	・利用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか	10 点
d. 来館者を増加させるための PR 及びイベントの実施計画又は自主事業	・利用促進策は具体的であり、実現可能か(d-1:5 点) ・自主事業の内容が具体的で、効果が見込めるか(d-2:5 点)	10 点
4 効率性について (25 点)		
収支計画	・提案内容に対する経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策について工夫されているか	25 点

(2) 個別項目採点基準 (※「4 効率性について」を除く)

配点						
10点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	10	8	6	4	2	0
5点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	5	4	3	2	1	0

効率性についての点数 = {①基本点 + 経費縮減の配点 (②経費縮減率 × ③1%あたりの配点)}  
 × ④管理運営全体 (効率性の項目を除いた全項目) の獲得点の割合  
 ※得点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入する

- ①基本点 = 配点 / 2
- ②経費縮減率 = (1 - 指定管理料提案額 / 指定管理料基準額) × 100
- ③1%あたりの配点 = (①基本点 : 配点 / 2) / 20
- ④管理運営全体の獲得点の割合 = 管理運営全体の獲得点 / (管理運営全体の配点 / 2)  
 ※指定管理料提案額は、原則指定期間全体に係る提案額の平均をもって採点する  
 ※経費縮減率の最大値は20%とする

<参考> 基本点 + 経費縮減の配点について {① + (② × ③)}

経費縮減率 (%)	20	15	10	5	0
基本点 + 経費縮減の配点 {① + (② × ③)}	2.5	21.875	18.75	15.625	12.5

※1%縮減で、基本点に0.625点加算され、最大2.5点となります。

※指定管理料基準額は上限額となることから、各年度の提案額の平均が指定管理料基準額内に収まるように提案額を設定してください。各年度の提案額の平均が指定管理料基準額を上回る場合は失格となります。

■最低基準点について

最低基準点の設定について、業務の質を一定以上に維持する観点から、

- ・選定基準項目のうち「4 効率性について」を除き、
- ・それ以外の選定基準項目をすべて「普通」とした点数

の合計6.3点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格となります。

(3) 青森市指定管理者選定評価委員会委員

委員長	沢木 正 明	企画部次長
副委員長	越後谷 和 人	総務部次長
委員	小松原 聡	青森中央学院大学教授
委員	西村 晴 夫	東北税理士会青森支部税理士
委員	木村 久美子	市民部次長兼行政情報センター所長
委員	齊藤 寿 一	環境部次長
委員	横山 明 典	経済部次長

(4) 青森市指定管理者選定評価委員会開催日 令和7年10月28日(火)

3 応募団体名 茶屋町町内会

4 審査結果

項目	配点	候補者
1 管理運営全般について (25点)		
a. 管理運営方針	15点	10.71点
b. 地域や関係団体との連携	10点	7.43点
2 管理について (50点)		
a. 地元雇用への配慮	5点	3.00点
b. 業務員等の配置計画	5点	3.14点
c. 業務員の雇用・労働条件について	5点	3.00点
d. 業務員等の研修計画	5点	3.14点
e. 施設管理計画	10点	6.43点
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	5点	3.43点
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	5点	3.14点
h. 環境保全、負荷低減への取組	5点	3.14点
i. 福祉に関する取組	5点	3.29点
3 運営について (30点)		
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	5点	3.14点
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	5点	3.14点
c. サービス向上の対策	10点	6.57点
d. 利用者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業	10点	7.43点
4 効率性について (25点)		
収支計画	25点	14.03点
合計点	130点	84.16点
最低基準点	63点	70.13点

5 指定管理者候補者

(1) 名称 茶屋町町内会

(2) 住所 青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2

(3) 代表者 会長 永井 三雄

6 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

7 選定理由

- ・応募資格を満たしていること。
- ・「効率性について」を除いた点数(70.13点)が最低基準点(63点)以上を獲得していること。